

令和3年度 第9回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和3年12月

魚沼市農業委員会

令和3年度第9回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 16名 定員 19名
欠席 3名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	佐藤新一	
○		2	浅井典裕	
○		3	森山武郎	
○		4	金井藤郎	
○		5	小岩孝徳	
○		6	小西正春	
	○	7	星美喜雄	
	○	8	中澤正規	
○		9	井上昭	
○		10	今井涉	
○		11	蕪澤芳子	
	○	12	大家市衛	
○		13	吉田富美男	
○		14	櫻井信夫	
○		15	姉崎幸男	
○		16	井口恒一郎	
○		17	浅井守雄	
○		18	桑原正文	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		松井正人	
○		星野郁子	
○		山之内勉	
○		桑原剛史	

令和3年度 第9回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和3年12月27日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 13 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 1 番 佐藤 新一 委員 2 番 浅井 典裕 委員
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について 農業委員会の法令遵守の申し合わせの決議について
5		その他 閉会宣言 14 時 07 分

令和3年度 第9回魚沼市農業委員会総会議事録

令和3年度第9回魚沼市農業委員会総会は、令和3年12月27日魚沼市役所本庁舎3階302、303会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（松井事務局長）

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。欠席の届け出のあった方、議席番号7番星美喜雄委員、議席番号8番中澤正規委員、議席番号12番大家市衛委員の3名です。出席者数16名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから令和3年度第9回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は13時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告を議題とします。

事務局（松井事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会として、特に報告はありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会も特別報告事項はありません。

議 長（上村会長）

第3部会の部会長は欠席ということです。

第4地区部会会長（小西正春委員）

第4部会も報告事項はございません。

広報部会副部長（葦澤芳子委員）

総会終了後に、2月に発行予定の農業委員会だよりの編集会議を予定しております。

議長（上村会長）

ただいま、日程第1報告事項、それぞれ報告がありました。何か質問・ご意見等ありましたら、お願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。

議長に指名、一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号1番佐藤新一委員及び議席番号2番浅井典裕委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は176件、1,362筆、760,908.12㎡の届出がありました。解約の理由は、中家・池平地区でのほ場整備にあたり、中間管理機構に関連するものが164件あるほか、第3者と貸借するため、耕作できないため、所有者が耕作するため等の理由がありました。詳細につきましては、事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきましては、事前配布ということで目を通していただけたかと思えます。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の61ページと62ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は24件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方により継続して耕作されていくものと思います。

なお、整理番号14番と16番は、相続手続きの遅れにより司法書士から届け出のあったものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の63ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買1件、使用貸借権設定2件の合計3件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか1筆	合計644㎡
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転	売買	

申請の理由は、農業経営の効率化を図るためです。申請地は、譲受人が所有耕作する農地に囲まれた場所にあることから、これを取得して隣接す

る田んぼと一体的に耕作したいということで、話がまとまり申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

次に整理番号2番は、親から子への経営移譲及び農業者年金受給に伴う使用貸借権新規設定となっています。合わせて整理番号3番につきましては、農業者年金の受給に伴う親子間の使用貸借権再設定となっております。

以上、整理番号1番、2番、3番につきまして、議案書に記載のとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

浅井守雄委員

整理番号1番ですが、先般12月17日に推進委員の渡邊さん立会いの下に、譲渡人・譲受人両名と現地で調査をさせていただきました。結果は、譲受人も若くて農業に意欲のある方でありまして、効率よく今後も耕作をされていくものと思っております。以上であります。

議 長（上村会長）

それでは、議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定に関する整理番号2番、3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番、2番、3番については、申請どおり許可いたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の67ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	畑	330 m ²
	農地区分	第三種農地		
	申請人	*****		
	申請概要	一般住宅二階建て1棟		
	転用目的	一般住宅建築用敷地		
	判断理由	水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育施設、公共施設があるため		

申請地は**地内の農地です。申請人は現在市内の借家に居住しておりますが、子供の成長に伴い住居が手狭となったため、自己所有地である申請地に住宅を新築するため申請があったものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

吉田富美男委員

整理番号1番ですが、12月18日に本人に確認に行ってきました。図面のとおり、今既存の建物がありまして、その隣に申請地があります。完全な第三種農地でありまして、耕作されている土地です。ただ、先ほど説明があったとおり、子供さんがいて、今住んでいるところが手狭になりましたので、そこに新しく住宅を建てるといふことで、申請があったものです。何ら問題ないと思います。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め許可することといたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の69ページをご覧ください。

議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は2件、2筆、216.00㎡です。

整理番号1	申請地	*****	畑	7㎡
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	旧農地調整法第2次改正前、昭和年月日不詳より農地でなくなっているため		
整理番号2	申請地	*****	田	209㎡
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	耕作不便のため昭和年月日不詳より30年以上耕作されておらず農地として復元することが困難なため		

以上、現地の状況から変更に変更できるものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番並びに2番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農用地利用集積計画の決定について議題といたしま

す。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の 71 ページをご覧ください。

議案第 4 号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	500 件
	筆数	2,864 筆
	面積	1,987,213.84 m ²

所有権移転	件数	2 件
	筆数	2 筆
	面積	690.00 m ²

利用権設定の詳細につきましては、事前配付のとおりとなります。

利用権設定のうち、中家・池平地区でのほ場整備にあたり中間管理機構に関連するものが 221 件あります。

次に、所有権移転につきまして、205 ページをご覧ください。

整理番号 1	所有権を移転する農用地	*****	田	380 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 売買	対価	*****円	

整理番号 2	所有権を移転する農用地	*****	田	310 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 売買	対価	*****円	

整理番号 2 番につきましては、利用権設定の 157 ページ、整理番号 286 に*****から*****への利用権設定がなされております。通常、農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条において、譲受人が自ら耕作することが要件とされておりますが、同条第 3 項第 2 号ただし書きで「農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が当該農地所有適格法人に当該土地について利用権の設定等を行うため、利用権の設定等を受ける場合は、この限りでない」とされていることによります。

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第 4 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号農用地利用集積計画の決定については事務局の報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（松井事務局長）

それでは、議案第5号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について提案させていただきます。令和元年度に全国で農業委員会に関わる不祥事が続けて発生したことを受けまして、令和2年1月の総会において同様の決議を行っております。次年度以降も年に1回程度の取り組みを行うようにということで新潟県農業会議から依頼がありましたので、改めまして魚沼市農業委員会として、法令遵守の申し合わせを決議いただくものです。私が読み上げますので、決議をお願いいたします。

議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

- 1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
- 2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和3年12月27日
魚沼市農業委員会

議 長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容等につきまして、質問等ありましたらお願いいたします。

（特になし）

特になければ採決に入ります。私ども農業委員会の課せられた任務というような形の中でのこの決議ということでございます。この法令順守の申し合わせ決議を決議させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしというようなことで、申し合わせ決議といたします。

その他

特になし

議 長（上村会長）

本日提案の報告並びに議案、それぞれの事項につきましては、審議をいただきました。大変ありがとうございました。

（時刻は14時07分）

上記会議の内容は、令和3年度第9回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議 長

議席番号 番

議席番号 番
